

法人の基本情報

法人の名称	公益財団法人茨城県栽培漁業協会		
設立登記日(注)	平成6年10月13日		
法人の目的	栽培漁業の推進に関する事業を行い、水産資源の増大を図ることにより、水産物の安定供給と地域社会の発展に寄与することを目的とする。		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	茨城県	鹿嶋市大字平井2287番地	

運営組織に関する重要な事項【公益財団法人用】(認定規則第46条第1項第2号)

(1) 評議員、理事及び監事のその他の状況

	評議員、理事又は監事の数			報酬等の総額(年間総額)	
		(うち常勤)			うち、退職手当の額
評議員	11 人	0 人		0 円	0 円
理事	15 人	1 人		5,133,145 円	0 円
監事	3 人	0 人		0 円	0 円

定款の条項	第15条
-------	------

(2) 公益法人から受ける財産上の利益が2000万円を超える理事又は監事について

財産上の利益の額	当該額を必要とする理由

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(4) 会員等について(注)

会員等区分の名称	会員の数
	人
	人

(5) 職員について

職員の数	8 人	うち常勤	8 人
------	-----	------	-----

(6)評議員会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
評議員会	令和6年4月22日	・理事辞任に伴う補欠理事の選任 ・監事辞任に伴う補欠監事の選任 ・上記提案を可決する旨の評議員会のみなし決議を令和6年4月22日とすること。
評議員会	令和6年5月31日	・令和5年度収支決算 ・評議員及び役員の報酬等及び費用に関する規定の一部改正
評議員会	令和6年8月7日	・評議員辞任に伴う補欠評議員の選任 ・監事辞任に伴う補欠監事の選任 ・上記提案を可決する旨の評議員会のみなし決議を令和6年8月7日とすること。
理事会	令和6年5月15日	・令和5年度事業報告及び収支決算 ・定期人事異動に伴う栽培漁業推進協議会委員の選任 ・定時評議員会招集及び評議員会に付議すべき事項の決定
理事会	令和6年7月16日	・栽培漁業推進協議会委員辞任に伴う補欠委員の選任 ・上記提案を可決する旨の評議員会のみなし決議を令和6年7月16日とすること。
理事会	令和7年3月25日	・令和6年度収支予算の補正 ・令和7年度負担金及び徴収方法 ・令和7年度事業計画及び収支予算 ・常勤役員の業務中の傷病に対する療養補償金支給規程の制定 ・事務局長の任用

(7) 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況について

法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

※会計監査人による外部監査を受けている法人は記載不要です。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	
	公認会計士・税理士の別	
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	岡野勝彦税理士事務所と会計業務に関する顧問契約を締結し、日常の会計経理及び決算時の債務諸表・税務申告書の作成において、指導助言を受けている。

(8) 事業・組織の体系

複数の事業又は組織がある場合は、事業・組織の体系を添付してください。